

困ったなあに答えてます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

パートナーの事故死で財産でもある会社から出て行けと…

60歳の女性。同居していた5歳年上のパートナーがつい先だって事故で急死し、その後困つたことになっています。

私たち20年以上連れ添い、実の夫婦以上に仲良く、互いに助け合って暮らしていました。彼には奥さんと子供が1人いて、月1回程度は家に帰って生活費を置いてきましたが、奥さんからクレームが入ることはついぞありませんでした。こんなことを私から言うのは何ですが、それでお互いに平穀だったのだと思います。

10年前には私も資金を出し、彼を手伝って会社を興しました。彼はまとまつた土地を購入して

建物を建て、1階を事務所、2階を自宅にして、私は経理を担当して一生懸命働きました。従業員の弁当も作つたりして、奥さんと呼ばれて過ごしていたのです。

彼も健康には不安がなく、将来の話を特にしたことはないのですが、ここはお前と俺の共同

財産だ、お前には苦労をかけた、そのうちお前に遺産は全部遺すと遺言を書くよと言つていましたが、急な事故でしたから書面は何も残つていません。

弁護士から、建物から出て行け、

出でいかない場合には賃料相当分の損害金として月20万円を支払えといった無理難題の要求書が届いたのです。内縁の妻でしかない私に遺産が認められないのは分かりますが、でも他の財産はともかく、この物件に関して言えば間違いない、私たち2人の物です。たとえ正式なご家族と言えども私に出て行けという権利はないと思うのです。

それでも法律や裁判は私に出て行けと言うのでしょうか。

ご相談者のようなケースは、ただの内縁関係とは異なり、別に戸籍上の配偶者がいるため、重婚的内縁関係と呼ばれます。世間では珍しくありませんが、法律の認める一夫一婦制に反するので、決してほめられたことではないのはご相談者も十分ご承知のことと思います。

ただ正式な奥様が事実上お2人の関係を默認してきたからこそ、これまで長い間平穀に暮らしてこられたわけで、今回の要請書が子供さんの単独名義なのはそれなりの理由があるのです。

おっしゃる通り、ご主人が遺言とか贈与の書面を遺してくれていれば、ご相談者の立場は強かつたはずですが、であっても万全ではありません。ご家族には、行使するかどうかは別として法律上遺留分が認められていたため、遺産の半分まではやはりご家族の物となるからです。

では法は血も涙もないのか、と言われそうですが、ご相談者のようなケースでは、「一方の死亡後は他方が共同で使用して

きた建物を単独で使用する旨の合意が成立していた」と認める判決が出ています。これまでに

お2人で過ごされた諸般の事情を考慮して、明示とまでは言えないにしても使用貸借（無償で借りる権利）の默示の合意を認め、もしされすら認められないいわば温情判決です。

元で、潜在的に自分の共有持分が半分あつたと主張してみては

いかがでしょうか。次に右の合意の主張、でなければ相手の権利濫用だと争うわけです。ただし使用貸借権が認められたとしても、所有権ではないので、勝手に売却することはもちろんできません。また、使用貸借の期間はご相談者の死亡時までなので、死後知り合いの誰かに住んでもらうこともできず、法律上の所有者（相続人）に返さなければならぬこともご承知おき下さい。



これまで使用貸借（無償で借りる権利）の默示の合意を認める判決が出ています。



ご相談者のようなケースは、ただの内縁関係とは異なり、別に戸籍上の配偶者がいるため、重婚的内縁関係と呼ばれます。世間では珍しくありませんが、法律の認める一夫一婦制に反するので、決してほめられたことではないのはご相談者も十分ご承知のことと思います。

ただ正式な奥様が事実上お2人の関係を默認してきたからこそ、これまで長い間平穀に暮らしてこられたわけで、今回の要請書が子供さんの単独名義なのはそれなりの理由があるのです。

おっしゃる通り、ご主人が遺言とか贈与の書面を遺してくれていれば、ご相談者の立場は強かつたはずですが、であっても万全ではありません。ご家族には、行使するかどうかは別として法律上遺留分が認められていたため、遺産の半分まではやはりご家族の物となるからです。

では法は血も涙もないのか、と言われそうですが、ご相談者のようなケースでは、「一方の死亡後は他方が共同で使用して